

地方独立行政法人知多半島総合医療機構第 1 期中期計画 小項目評価一覧表

	法人	評 価 委 員 会								市	ウエイト
		A	B	C	D	E	F	中央値	平均		
第 1 中期計画の期間											
第 2 提供する医療サービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置											
1 提供する医療サービス											
(1) 救急医療★	4	4	4	3	4	4	4	4	3.83	0	2
(2) 災害医療	3	3	3	3	3	3	3	3	3	0	2
(3) 周産期医療・小児医療★	2	2	2	3	2	3	3	2.50	2.50	0	2
(4) 重要疾病への対応（がん）★	3	3	3	4	3	4	3	3	3.33	0	2
(5) 重要疾病への対応（脳卒中、心筋梗塞）★	4	4	4	3	3	4	3	3.50	3.50	0	2
(6) 重要疾病への対応（糖尿病）	3	3	3	3	3	3	3	3	3	0	1
(7) 感染症医療	3	3	3	3	3	3	3	3	3	0	2
(8) リハビリテーション医療	4	4	4	4	4	4	4	4	4	0	2
(9) 高度生殖医療★	2	2	2	3	2	2	2	2	2.17	0	1
2 医療の質と成長											
(1) コミュニケーションの充実★	3	2	3	3	3	3	3	3	2.83	0	2
(2) 安全・安心で良質な医療の提供	3	3	3	3	3	3	3	3	3	0	2
(3) 時代に即した医療の提供★	4	4	4	4	3	4	4	4	3.83	0	2
(4) 患者サービスの向上	3	3	3	3	3	3	3	3	3	0	1
(5) チーム医療の推進	3	3	3	3	3	3	3	3	3	0	1
3 地域連携											
(1) 地域医療構想における役割★	4	4	4	4	3	4	4	4	3.83	0	1
(2) 地域の医療機関への支援★	3	4	3	3	3	3	4	3	3.33	0	2
(3) 地域の医療水準向上への貢献★	3	3	3	4	3	3	3	3	3.17	0	1
(4) 地域包括ケアシステムの構築にむけて果たすべき役割	3	3	3	3	3	3	3	3	3	0	1
4 半田市・常滑市の医療施策推進における役割											
(1) 保健・医療・福祉行政との連携★	3	3	3	4	3	3	3	3	3.17	0	1
(2) 災害医療体制の充実★	3	3	3	4	3	3	3	3	3.17	0	2
第 3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置											
1 効率的な運営管理体制の確立											
(1) 法人運営管理体制の確立	3	3	3	3	3	3	3	3	3	0	2
(2) 柔軟かつ効率的な業務運営★	4	4	4	3	3	4	3	3.50	3.50	0	2
(3) 弾力的な予算執行	3	3	3	3	3	3	3	3	3	0	1
(4) 病院間における連携体制の強化	3	3	3	3	3	3	3	3	3	0	1
(5) 内部統制の推進と外部評価等の活用	3	3	3	3	3	3	3	3	3	0	1
2 職場と職員											
(1) 働きやすい職場環境	3	3	3	3	3	3	3	3	3	0	1
(2) 優れた人材の育成	3	3	3	3	3	3	3	3	3	0	1
(3) 職員の評価	3	3	3	3	3	3	3	3	3	0	1
第 4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置											
1 健全経営											
(1) 健全な経営基盤の確立	3	3	3	3	3	3	3	3	3	0	2
(2) 収入の確保★	3	3	3	3	3	3	2	3	2.83	0	2
(3) 適切な支出の徹底	3	3	3	3	3	3	3	3	3	0	2
(4) 計画的な投資と財源の確保	3	3	3	3	3	3	3	3	3	0	2
第 5 その他業務運営に関する重要事項											
1 病院運営におけるDXの推進	3	3	3	3	3	3	3	3	3	0	1
2 施設・設備の整備	3	3	3	3	3	3	3	3	3	0	1
3 法令・社会規範の遵守及び情報公開											
(1) 情報セキュリティ・個人情報保護の徹底★	3	3	3	3	3	3	2	3	2.83	0	1
(2) コンプライアンス体制★	3	3	3	3	3	3	2	3	2.83	0	1
(3) 情報公開★	4	3	4	4	4	4	3	4	3.67	0	1
4 法人の経営環境等の変化への対応	3	3	3	3	3	3	3	3	3	0	1
第 6 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画											
1 予算（令和 7 年度から令和 11 年度までの推定値）											
2 収支計画（令和 7 年度から令和 11 年度までの推定値）											
3 資金計画（令和 7 年度から令和 11 年度までの推定値）											
第 7 短期借入金の限度額											
1 限度額											
2 想定される短期借入金の発生事由											
第 8 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合の当該財産の処分に関する計画											
第 9 第 8 に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするとき 3 の、その計画											
第 10 剰余金の使途											
第 11 料金に関する事項											
1 診療料等											
2 診療料等の減免											
第 12 地方独立行政法人知多半島総合医療機構の業務運営等に関する規則で定める業務運営に関する事項											
1 地域の医療水準向上への貢献に関する計画											
2 施設及び設備に関する計画											
3 法第 40 条第 4 項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画											
4 法人が負担する債務の償還に関する事項											
5 人事に関する計画											
6 中期目標の期間を超える債務負担											
7 前各号に掲げるもののほか、法人の業務運営に関し必要な事項											

※資料 3 - 2 P.17以降の「小項目評価シート」
右上の評価委員会の評価は、全体の中央値を記載した。
※中央値が整数でない場合は、法人評価に近い評価とした。